



みなみっ子

学校教育目標

自立

協働

創造

63号

令和8年9月11日(金)

南城市立大里南小学校

文責 校長 與儀 毅

「こども性暴力防止法」(通称:日本版 DBS) 令和8年12月25日施行されます。

1 どんな法律?

子どもに接する仕事をする大人が、過去に性犯罪の前科がないかを国に照会・確認する仕組みを作る法律です。信頼される立場(先生や指導員)による性被害を防ぎ、子どもたちの心と身体を守ることを目的に作られました。

2 どこが対象になるの?

学校や公的施設は義務対応となり、民間事業者は認定制度で参加します。

義務となる施設: 小学校、中学校、幼稚園、認可保育所、学童保育など

認定制度(任意)の施設: 学習塾、スポーツクラブ、ピアノ教室などの習い事

3 対象となる「働く人」は?

学校の担任教師や保育士だけでなく、子どもと継続的・密接に関わる人が広く対象となります。雇用形態(正社員、パート、アルバイト、ボランティア)を問いません。部活動の外部コーチや、子どもと接する業務を行う職員・送迎バス運転手なども対象になり得ます。

◎前科チェック(DBS照会)の仕組み

学校(教育委員会)や施設は、採用時や定期的なタイミング(5年ごと)で国に照会を行います。

確認する内容: 裁判で有罪となった性犯罪の前科(痴漢、盗撮、児童買春、不同意わいせつなど)

確認できる期間 懲役・禁錮刑は終わってから20年、罰金刑などは10年

もし前科があったら 子どもと接する業務に就かせることはできません。配置転換などを実施します。

◎犯歴チェック以外の「安全対策」

この法律は、単に過去の履歴を調べるだけでなく、日頃の環境づくりも義務付けています。

○不適切な行為の禁止 ○子どもと個人 SNS で私的な連絡を取ることを禁止 ○私用スマホで子どもの撮影をすることを禁止

○理由なく二人きりで会うことの禁止

◎環境整備と見守り

○校内や施設内の死角をなくす(見通しの悪い場所の整備や見回り) ○子どもが相談しやすい窓口や定期アンケートの実施

○職員向けの性暴力防止研修の徹底

◎保護者・子どもにとっての変化

安心できる「認定マーク」: 審査を通り、対策を徹底している塾やスポーツクラブなどには、安全な事業者であることを示す認定マーク(こまろうマーク)が表示できるようになります。習い事を選ぶ際のひとつの目安になります。

◎家庭で大切にしたい視点

法律によって学校や塾での安全性は高まりますが、子ども自身が「何がおかしい行為なのか」を知っておくことも大切です。「嫌だと感じたらすぐ相談していいんだよ」「先生と連絡先を交換するのはルール違反だよ」といったことを、日頃からお子様と共有しておくことをおすすめします。

こども性暴力防止法(日本版DBS)のポイント: 令和8年12月施行

子どもに接する仕事をする大人の性犯罪歴を国に照会し、学校・保育所での義務化と民間事業者の認定制度、環境整備を通じて、子どもの心と身体を守る新制度。

1. 性犯罪歴の確認(DBS照会)の仕組み



義務



認定制

子どもと
継続的・密接に関わる
全ての職員が対象



有罪となった性犯罪の
科を最長20年確認

懲役・禁錮刑

終わってから20年

罰金刑など

10年間

2. 犯歴チェック以外の「安全対策」

「不適切な行為」
の禁止と環境整備



私的な
SNS連絡



私用スマホ
での撮影



理由のない
二人きりの接触



安心の目安
「こまろうマーク」

審査を通り対策を徹底している
民間事業者は、認定マークを
表示できます。

家庭での意識共有も重要



子ども自身が「何がおかしい行為
か」を知り、相談しやすい環境を
整えることが大切です。